

◎新潟県選挙管理委員会告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和4年6月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

37,369

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

333,554

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,509
新潟市東区	38,113
新潟市中央区	49,568
新潟市江南区	19,139
新潟市秋葉区	21,474
新潟市南区	12,406
新潟市西区	43,793
新潟市西蒲区	15,855
長岡市三島郡	75,809
上越市	52,831
三条市	26,954
柏崎市刈羽郡	24,246
新発田市北蒲原郡	30,786
小千谷市	9,735
加茂市南蒲原郡	10,800
十日町市中魚沼郡	17,059
見附市	11,267
村上市岩船郡	18,252
燕市西蒲原郡	24,453
糸魚川市	11,724
妙高市	8,857
五泉市東蒲原郡	16,927
阿賀野市	11,690
佐渡市	15,072
魚沼市	9,881
南魚沼市南魚沼郡	17,578
胎内市	8,043